

技術資料等説明書

八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（光ケーブル関係部門）については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和7年 1月31日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所長 飯島 直己
熊本県八代市萩原町1丁目708-2

3. 基本協定の概要等
「公告」1. (1)～(5)のとおりとする。

4. 参加資格要件
「公告」2. (1)～(9)のとおりとする。

5. 協定締結参加資格の確認等

(1) 本協定締結の参加希望者は、4. に掲げる参加資格を有することを証明するため、次の掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

① 提出期間： 公示日から令和7年2月17日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 提出場所： 〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 流域治水課
担当 流域治水課長（内線351）及び電気通信担当（内線282）
電話 0965-32-7551（直通）
FAX 0965-32-1688（直通）

又は、次の部局でも受け付ける。

〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号
国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 情報技術課内
担当 情報技術課長（内線251）及び高度情報係（内線254）
電話 096-382-0655（直通）
FAX 096-382-0627（直通）

③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。CDに保存し、紙と併せて提出すること）により提出する。

(2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。

(3) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年3月7日（金）までに書面（FAX）、又は電子メールにて通知する。

6. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、担当部局に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

① 提出期限： 令和7年3月14日（金）17時00分。

② 提出場所： 上記５．（１）②に同じ。

③ 提出方法： ＦＡＸ又は持参、郵送（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
なお、ＦＡＸで提出した場合は、ＦＡＸ送信後、提出先へ電話で確認すること。

（２）担当部局は、説明を求められたときは、令和７年３月２４日（月）までに、説明を求めた者に対し、書面（ＦＡＸ）、又は電子メールにて回答する。

７．申請書、技術資料等の作成要領及び留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(1)申請書 【様式－１】	経常建設共同企業体にあつては、構成員の会社名及び住所も記載すること。
(2) 工事の実績 【様式－２】	平成２１年度から公告日までの間に元請けとして完成した工事実績から１件まで記載する。 ① 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績。 ② ①以外の国の機関又は地方公共団体が発注した光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績。 なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事の実績である場合は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。 （工事成績評定の通知を受けていないものを除く。）
(3) 応募地域までの 距離会社の保有 技術者 【様式－２】	工事基地から八代河川国道事務所までの所要時間及び経路を記載する。 また、工事基地に常駐する光ファイバー施工技術を有する通信工の数を記載する。工事基地が複数ある場合は、事務所に最も近い工事基地及び当該基地に常駐する通信工の数を記載すること。 なお、通信工とは次の資格を有する者を指し、１名の者が複数の資格を有する場合も１名として計上する。 ①１級電気通信工事施工管理技士 ②２級電気通信工事施工管理技士 ③情報配線施工技能検定 ④ＦＴＴＨ屋外施工技能認定（旧：光ファイバーケーブル工事技能認定） ⑤ＦＴＴＨ施工管理技術認定（旧：光ファイバーケーブル管理技術者認定）
(4) 保有機材 【様式－２】	応急対策に必要な資機材の調達可能数量及び種類を記載願する。 なお、協力会社等から調達する場合は、協力会社名等を記載願すること。
(5) 災害協定等の締 結実績 【様式－２】	令和４年４月以降における災害協定等の締結実績を記載する。 なお、記載する協定・災害対応については協定の写し及び災害対応をしたことが分かる書類（契約書等）を添付すること。
(6) 参加資格要件の 確認	九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度の通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格申請の鏡の写しを添付すること。

8. 評価に関する事項等

評価項目	評価内容	ウェイト
工事の実績	国又は地方公共団体が発注した光ケーブル敷設工事又は移設工事の施工実績。九州地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した工事の実績を優位に評価する。 【様式－２より評価】	１０
応募地域までの距離会社の保有技術者	工事基地の位置から八代河川国道事務所までの所要時間を評価する。 【様式－２より評価】	１０
	工事基地に常駐する光ファイバー施工技術を有する通信工の数を評価する。 【様式－２より評価】	１０
保有機材	資機材及び労務の調達能力に応じて評価する。 【様式－２より評価】	１０
災害協定等の有無及び相手方及び災害対応の出動の有無	令和４年度以降に八代河川国道事務所あるいは九州地方整備局管内において災害協定を締結した実績を評価する。 【様式－２より評価】	１０
	令和４年度以降の災害協定に基づく活動実績（九州地方整備局管内の国・県・市町村）を評価する。 【様式－２より評価】	１０

※評価点が同点の場合は、企業の工事成績順（過去４ヶ年度及び当該年度の平均）に順位付けする。工事成績も同点である場合は、くじ引きで決定する。

9. ヒアリング（内容確認が必要な場合）

- ① 日時： 日時は、必要に応じて連絡する。
- ② 方法： ヒアリングは、電話により行う。
- ③ 内容： 災害時を想定して作成された「緊急時の体制」（様式－２）及び「資機材の調達」（様式－７）等、内容確認が必要な場合においてヒアリングを実施する。

10. 基本協定に関する手続き等

「公告」３．（１）～（３）のとおりとする。

11. 技術資料等説明書に対する質問

（１）この技術資料説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間： 公示日から令和７年２月７日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。
- ② 提出場所： 上記５．（１）②に同じ。
- ③ 提出方法： ＦＡＸ、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

※ＦＡＸで提出した場合は、ＦＡＸ送信後、提出先へ電話で確認すること。

（２）（１）の質問に対する回答は、書面により令和７年２月１２日（水）までに行う。

1 2. 協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出及び上記 9. ヒアリングに基づき評価・決定する。その結果は令和 7 年 3 月 7 日（金）までに F A X にて通知し、その後、郵送にて送付する。

1 3. その他

- (1) 法令外労働災害補償制度への加入については、「公告」4. (1) のとおりとする。
- (2) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申請書及び資料を参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された申請書及び技術資料等は返却しない。
- (5) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。